破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２００号
愛知県一宮市開明字馬保里25番地１
破産者　見尾谷康子
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５７号
愛知県稲沢市小沢２丁目７番６号　サンライフ小沢201
破産者　笹口　和則
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７３号
京都府福知山市字内記66番地
破産者　ヤスダテクノスこと　安田　直幸
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
広島市東区戸坂出江２丁目６番１―502号、開始決定時の住所広島市東区福田７丁目28番21号
破産者　陶山　智明
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５号
長崎県長崎市岩屋町25番41号トレンディ岩屋205号室、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷776番地21
破産者　寺田　　亨
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
熊本市本山２丁目７番12号　野中ビル302号
破産者　宮本　　悟
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７７号
熊本市黒髪６丁目11―27　田尻アパート202号室
破産者　佐藤　真也
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６０９号
大分市大字田尻900番地の238
破産者　佐藤　靖教
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６６５号
大分市大字奥田682番地の８
破産者　吉良　幸広
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０２号
宮崎市恒久３丁目２番地４　グランドパレス城ケ崎606号
破産者　國武　孝臣
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７９号
沖縄県浦添市仲間２丁目22番１―203号ラ・トゥール宮城
破産者　仲本　興也
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７１２号
千葉県習志野市鷺沼２丁目４番14号ヒロセコーポ201号、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野台８丁目25番28号ハイツトキザキ207号
破産者　平塚　一浩
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
栃木県佐野市多田町1083番地３
破産者　篠邊　貞道
１　決定年月日　平成23年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２７８０号
福岡市東区原田２丁目29番３号
破産者　杉山貴美子
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３号
沖縄県名護市字為又635番地、住民票上の住所那覇市楚辺２丁目32番９号
破産者　又吉　康男
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第２８７号
北海道苫小牧市柏木町３丁目２番14号
破産者　及川　淳子（旧姓戸沼）
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３０６号
北海道苫小牧市永福町２丁目10番５号　山本ハイツ２階左
破産者　江幡　由香
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８７号
山形市すげさわの丘10番地１、開始決定時住所山形市桜田東３丁目１番16号
破産者　鈴木　諭吉
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０５号
名古屋市北区金城町３丁目28番地の１　ロイヤルマンション志賀公園301号
破産者　堀尾　幸右
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部